令和７年度 第３回 酒田市地域公共交通会議

日時　令和８年２月２４日（火）14：30
場所　酒田駅前交流拠点施設ミライニ ３階　研修室

次　　第

１　開　　会

２　会長挨拶

３　協　　議

（１）酒田市乗合バスの運行内容の変更について

（２）酒田市乗合バスへの学生割引の導入について

（３）酒田市地域公共交通会議設置要綱の改正等について

４　報　　告

（１）デマンドタクシー乗降場所の名称変更について

（２）庄内交通路線バス（乗合バス）の上限運賃変更認可申請について

（３）令和８年度酒田港への外航クルーズ船寄港におけるタクシー・ハイヤーの確保について

（４）令和８年度委員の改選について

５　意見交換

・次期地域公共交通計画の策定状況について

６　そ の 他

７　閉　　会

令和７年度 第３回 酒田市地域公共交通会議　出席者名簿

［出席者］　（敬称略）

役職	所属・職名	氏名	備考
会　長	酒田市 副市長	安川 智之（やすかわ ともゆき）	
副会長	庄内交通株式会社 代表取締役社長 一般社団法人山形県バス協会 会長	村 紀明（むら のりあき）	
副会長	東北公益文科大学 学長	神田 直弥（かんだ なおや）	
	一般社団法人山形県ハイヤー協会 酒田支部 支部長	山﨑 正人（やまざき まさひと）	
	酒田市自治会連合会 会長	小野 英男（おの ひでお）	
監　事	酒田市地区自治会連合会 会長	佐藤 淳（さとう じゅん）	
	八幡地域協議会 会長	信夫 効次（しのぶ こうじ）	
	松山地域協議会 委員	石川 百合子（いしかわ ゆりこ）	
	平田地域協議会 会長	石黒 由香（いしぐろ ゆか）	
	酒田飽海 PTA 連合会母親委員会 委員	佐藤 永（さとう はるか）	
監　事	特定非営利活動法人酒田市障がい者福祉会 監事	池田 智恵子（いけだ ちえこ）	
	国土交通省 東北運輸局 山形運輸支局 首席運輸企画専門官	遠山 健（とおやま たけし）	
	酒田警察署 交通課長	渡邉 剛志（わたなべ ごうし）	
	山形県 庄内総合支庁 建設部 道路計画課 課長補佐	生方 昌樹（うぶかた まさき）	（代理）
	山形県 庄内総合支庁 総務企画部 総務課 連携支援室 主査	三浦 拓（みうら たく）	（代理）
	酒田市 建設部 土木課長	佐々木 豪（ささき ごう）	
	酒田市 地域創生部 交流観光課長	松永 隆（まつなが たかし）	
	酒田市 健康福祉部 地域福祉課長	阿部 美穂（あべ みほ）	

［欠席者］

役職	所属・役職名	氏名	備考
	私鉄庄内交通労働組合 執行委員長	小林 浩行（こばやし ひろゆき）	
	国土交通省 東北地方整備局 酒田河川国道事務所 道路管理課長	鈴木 健（すずき けん）	

［事務局］酒田市

都市デザイン課長	本間 宏樹（ほんま ひろき）
都市デザイン課 課長補佐	大井 正紀（おおい まさき）
都市デザイン課 地域公共交通係 主査	岩﨑 進（いわさき すすむ）
都市デザイン課 地域公共交通係 主査	大井 一平（おおい かずひら）

資料１

酒田市乗合バスの運行内容の変更について

１　概　要

学生の通学需要や、日中のお出かけ・買い物需要に対応するために、運行経路を一部変更します。併せて、学生運賃の見直しを行います。

また、普段あまりバスを利用しない方や、市外からの観光客・来街者に対する案内を改善するために、バス停の名称を一部変更します。

２　実施日

令和８年４月１日（水曜）

３　準備と対応

利用者に届きやすい情報提供と周知を行う。

・市ホームページ、SNS 等への記事掲載
・バス車内、バス停への案内掲示
・市内各高校への説明　　など

４　変更する内容

【市内循環 A 線・B 線】

・中型バス（定員 57 人乗り）の導入。また、それに伴う運行経路の変更。
・ゆたか方面を経由する便を追加。

【酒田駅大学線】

・復路の 1 便を光陵高校前、西高校前まで延伸。
・南新町方面、京田西工業団地方面を経由する便を追加。

【市内循環 D 線】

・第 4 便を廃止し、同車両を酒田駅大学線の酒田駅からの下校時間帯に組み換え。

【古湊アイアイひらた線】

・北・南千日町を経由する運行経路に変更。

【バス停名称】

・「酒田光陵高校前」を「光陵高校前」に変更。
・「駅東地下道前」を「酒田駅（東）」に変更。
・「東中の口」を「東中の口（東高校口）」に変更。
・「寿町」を「寿町（舞娘坂前）」に変更。
・「日吉町 2 丁目」を「日吉町 2 丁目（海鮮市場口）」に変更。
・「看護専門学校前」を「看護専門学校前（海鮮市場口）」に変更。
・「土門拳記念館」を「土門拳写真美術館」に変更。
・「中町②」を「中町②（柳小路）」に変更。

５－１ 現在の運行内容

現行のるんるんバス		運行日	キロ程
1	市内循環Ａ線		
	系統１（1便/日）	毎日運行	21.3㎞
	系統２（計6便/日）	毎日運行	21.8㎞
2	市内循環Ｂ線		
	系統１（1便/日）	毎日運行	21.3㎞
	系統２（計6便/日）	毎日運行	22.3㎞
3	酒田駅大学線		
	往路 系統１（1便/日）	毎日運行	19.1㎞
	系統２（1便/日）	毎日運行	7.8㎞
	系統３（計3便/日）	毎日運行	21.7㎞
	系統４（1便/日）	毎日運行	18.7㎞
	系統５（計2便/日）	毎日運行	19.3㎞
	系統６（1便/日）	毎日運行	9.8㎞
	復路 系統１（1便/日）	毎日運行	10.4㎞
	系統２（1便/日）	毎日運行	7.4㎞
	系統３（計3便/日）	毎日運行	19.3㎞
	系統４（計2便/日）	毎日運行	21.1㎞
	系統５（1便/日）	毎日運行	18.1㎞
	系統６（1便/日）	毎日運行	12.6㎞
	系統７（1便/日）	毎日運行	16.3㎞
4	市内循環Ｃ線	平日運行	22.4㎞
5	市内循環Ｄ線	平日運行	22.9㎞
6	古湊アイアイひらた線	隔日運行（月水金）	28.2㎞

５－２ 現在の運賃

区分	１人１回乗車あたりの運賃
大人	200円
小学生、中学生、高校生	100円
障がい者 （※①参照）	100円
障がい者の介助者（※②参照）	100円
運転経歴証明書をお持ちの方	100円
未就学児	無料

※①：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

※②：身体障害者手帳第1種、療育手帳Ａ、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方の介助者

※③：回数券として、10枚綴りを1,500円で販売

※④：上表のほか、市長が特に認めるものについて減免可

６－１ 改編後の運行内容

令和８年４月１日 改編後のるんるんバス		運行日	キロ程
1	[新] 市内循環Ａ線		
	系統１（1便/日）	毎日運行	18.9 ㎞
	系統２（計4便/日）	毎日運行	21.8 ㎞
	系統３（計2便/日）	毎日運行	21.0 ㎞
2	[新] 市内循環Ｂ線		
	系統１（1便/日）	毎日運行	20.7 ㎞
	系統２（計3便/日）	毎日運行	21.7 ㎞
	系統３（計3便/日）	毎日運行	22.4 ㎞
3	[新] 酒田駅大学線		
	往路 系統１（1便/日）	毎日運行	19.5 ㎞
	系統２（1便/日）	毎日運行	7.2 ㎞
	系統３（計3便/日）	毎日運行	17.6 ㎞
	系統４（1便/日）	毎日運行	21.4 ㎞
	系統５（計2便/日）	毎日運行	19.5 ㎞
	系統６（1便/日）	毎日運行	7.8 ㎞
	系統７（1便/日）	毎日運行	16.8 ㎞
	復路 系統１（1便/日）	毎日運行	15.8 ㎞
	系統２（1便/日）	毎日運行	7.4 ㎞
	系統３（1便/日）	毎日運行	19.5 ㎞
	系統４（計3便/日）	毎日運行	18.0 ㎞
	系統５（1便/日）	毎日運行	21.8 ㎞
	系統６（1便/日）	毎日運行	12.8 ㎞
	系統７（1便/日）	毎日運行	15.9 ㎞
	系統８（1便/日）	毎日運行	18.2 ㎞
4	市内循環Ｃ線	平日運行	22.4 ㎞
5	市内循環Ｄ線	平日運行	22.9 ㎞
6	[新]古湊アイアイひらた線	隔日運行（月水金）	27.5 ㎞

６－２ 改編後の運賃

区分	１人１回乗車あたりの運賃
大人	200 円
学生（※①参照）	100 円
障がい者　（※②参照）	100 円
障がい者の介助者（※③参照）	100 円
運転経歴証明書をお持ちの方	100 円
未就学児	無料

※①: 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第1条に規定する学校（幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。）及び同法第 124 条に規定する専修学校の学生、生徒若しくは児童及び山形県立産業技術短期大学校庄内校

※②: 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

※③: 身体障害者手帳第1種、療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方の介助者

※④: 回数券として、10 枚綴りを 1,500 円で販売

※⑤: 上表のほか、市長が特に認めるものについて減免可

資料２

酒田市乗合バスへの学生割引の導入について

１　概要

乗合バス（るんるんバス）の利用促進と、学業に専念する方への支援のため、現在小中高生に適用している 100 円割引の対象者を拡大し、「学生」にも適用するものです。

２　施行予定日

令和８年４月１日（水曜）

３　対象

	現在	拡大後
無料	未就学児	未就学児
100 円減免	・小学生 ・中学生 ・高校生 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害保健福祉手帳の交付を受けている方 ・障がい者の介助者 ・運転経歴証明書の交付を受けている方	・小学生 ・中学生 ・高校生 **・大学生** **・短期大学生** **・専修学校生（例：酒田看護専門学校、酒田調理師専門学校など）** **・産業技術短期大学校庄内校** ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害保健福祉手帳の交付を受けている方 ・障がい者の介助者 ・運転経歴証明書の交付を受けている方

資料３

酒田市地域公共交通会議設置要綱の改正等について

１　概要

乗合タクシー（デマンドタクシー）の利用促進と、学業に専念する方への支援のため、現在小中高生に適用している 100 円割引の対象者を拡大し、「学生」にも適用するため、酒田市地域公共交通会議設置要綱の改正を行うとともに、酒田市運賃等協議会設置要綱を制定し別途協議を進めていくものです。

２　背景

平成 18 年 10 月の道路運送法改正時に、一般乗合旅客自動車運送事業については自家用有償旅客運送事業と同様に、地域公共交通会議で協議が調ったときは、国土交通大臣への届出により通常の運賃とは違う運賃を設定できる「協議運賃制度」が導入されました。

その後、令和５年 10 月の道路運送法改正により、独占禁止法上のカルテルに当たるとの疑義が生じないよう、協議運賃については、第９条第 4 項の規定に基づき地域公共交通会議とは別の協議体（運賃等協議会）で協議することになりました。（一般乗用旅客運送事業によるタクシーも、第９条の３第３項の規定により協議運賃制度が創設されました。）

本市の乗合タクシーは、一般乗合旅客自動車運送事業により運行しているため、今回の割引対象の拡大については、運賃等協議会での協議が必要になります。

３　酒田市地域公共交通会議設置要綱の改正について

自家用有償旅客運送以外の協議運賃に関する文言を削除するため、酒田市地域公共交通会議設置要綱（平成 26 年告示第 97 号)の一部を次のように改正するものです。

第１条中「平成 19 年法」の次に「律」を加え、「。以下「法」という。」を削る。

第３条第１号中「及び運賃・料金等」を削る。

（別紙「酒田市地域公共交通会議設置要綱　改正案」及び「酒田市地域公共交通会議設置要綱新旧対照表」を参照。）

４　酒田市運賃等協議会設置要綱の制定について

一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃を別途協議するため、新たに酒田市運賃等協議会設置要綱を制定するものです。

（別紙「酒田市運賃等協議会設置要綱　案」を参照。）

５　酒田市運賃等協議会の委員について

(1)　酒田市長又はその指名する職員

(2)　法第９条第４項第２号に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者の代表又はその指名する者

(3)　山形運輸支局長又はその指名する職員

(4)　酒田市地域公共交通会議の委員のうち、市民又は利用者の代表

6　酒田市乗合タクシーへの学生割引導入に係る協議について

酒田市運賃等協議会において、次のとおり協議を進めます。

(1)　施行予定日

令和８年４月１日（水曜）

(2)　対象

	現在	拡大後
無料	未就学児	未就学児
100 円減免	・小学生 ・中学生 ・高校生 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害保健福祉手帳の交付を受けている方 ・障がい者の介助者 ・運転経歴証明書の交付を受けている方	・小学生 ・中学生 ・高校生 **・大学生** **・短期大学生** **・専修学校生（例：酒田看護専門学校、酒田調理師専門学校など）** **・産業技術短期大学校庄内校** ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害保健福祉手帳の交付を受けている方 ・障がい者の介助者 ・運転経歴証明書の交付を受けている方

(3)　今後のスケジュール

２月 25 日～３月３日　広聴（パブリックコメント）

３月９日～３月 16 日　運賃等協議会（書面開催）

一般乗合旅客自動車運送事業の（運賃）協議会について

- **一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃制度について、協議を行う構成員が重要であることに鑑み、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないよう、運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者のみが協議に参加することとした**
- **また、上記協議の前に、住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置を講ずることを規定した**

これまで

【地域公共交通会議又は活性化協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

旧 **道路運送法　9条4項概要**

一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、運賃等について関係者間の協議が調つたときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもつて足りる。

施行規則　9条の２概要

法第９条第４項の協議が調つたときとは、地域公共交通会議又は（活性化）協議会において協議が調つているときとする。

令和5年10月1日以降

【公聴会の開催等※により、住民等の意見を聞く】

※パブリックコメント募集、市政広報紙、地域住民へのアンケート調査、事業者や事業者団体へのヒアリング実施　などを想定

新 **道路運送法　9条5項概要**

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

【協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

新 **道路運送法　9条4項概要**

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調つたときは、協議が調つた事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

一　市町村又は都道府県
二　当該一般乗合旅客自動車運送事業者
三　地方運輸局長
四　市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表する者として指名する者

（運賃）協議会の進め方の例について

○開催方法

・一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃は、道路運送法第９条第４項に規定する協議会（以下、「運賃協議会」とする。）において協議を行う必要があります。
・運賃協議会の設置方法について、例えば以下の方法が考えられます。
　地域公共交通会議の要綱に
　　①「乗合旅客運送の運賃・料金に関する事項は別に定める構成員にて協議を行う」旨の規定の追加
　　②「運賃協議分科会」や「運賃協議WG」にて協議を行う旨の規定の追加
　その他、運賃協議会を新たに設置する方法などが考えられます。
・独禁法に抵触しないよう構成員を限定して、地域公共交通会議とは別に開催する必要があります。
　※地域公共交通会議と連続して協議を行う場合でも、地域公共交通会議の構成員を退室又は別室で行うなどの留意が必要です。また、地域公共交通会議の開催前に構成員のみで協議を行う方法も考えられます。
　※複数事業者の運賃を協議する場合は、独禁法に抵触しないように１事業者毎に協議が必要となります。

○住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置について

・法令上の公聴会は例示にすぎないため、住民、利用者、利害関係者へ広く意見を求める手法であれば、以下の方法での意見聴取も可能です。
（例）　※（）内は想定する対象者
　①パブコメ（住民、利用者、利害関係者）
　②市政広報誌（住民、利用者、利害関係者）
　③自治会への説明会（住民、利用者）
　④業界団体を通じた事業者説明（利害関係者）
①と②はいずれかを実施、③と④は併せて実施。※①or②or③＋④

【その他】
・ホームページへ意見募集の掲載
・地域住民に対するアンケート調査　等

○その他

・道路運送法の手続きにおいて、「協議会において協議が調った書類（以下、「証明書」。）」を提出いただくところですが、運賃協議会で協議が調った事項についても証明書を作成いただき、運賃及び料金の設定（変更）届出に添付下さい。
　※事業計画や運行計画についての証明書とは別に協議運賃についての証明書を作成いただくイメージです。

道路運送法の改正について（令和５年 10 月１日施行）

一般乗合旅客自動車運送事業

【法改正前】（～R5.9.30）

「地域公共交通会議又は（活性化再生法に基づく）協議会」において協議を調え、国土交通大臣に届け出

参考　＜道路運送法（抜粋）＞
（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）
第９条　（略）
４　一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、当該運送に係る運賃等について地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者間の協議が調つたときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第１項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもつて足りる。これを変更しようとするときも同様とする。

＜道路運送法施行規則（抜粋）＞
（法第９条第４項の協議が調つたとき）
第９条の２　法第９条第４項の協議が調つたときとは、同項の届出に係る運賃等について地域公共交通会議（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事が主宰する会議をいう。以下同じ。）又は協議会において協議が調つているときとする。

▼

【法改正後】（R5.10.1～）

新たな「協議会」において協議を調え、国土交通大臣に届出

参考　＜道路運送法（抜粋）＞
（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）
第９条　（略）
４　一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る運賃等について協議が調つたときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調つた事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調つたときも、同様とする。
一　当該路線等をその区域に含む市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県
二　当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
三　当該路線等を管轄する地方運輸局長
四　第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者
５　前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
６～７　（略）

酒田市地域公共交通会議設置要綱新旧対照表

新	旧
（目的） 第1条　この告示は、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号　　）の規定に基づき、酒田市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置し、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するとともに、地域公共交通の確保維持及び連携に必要な計画を策定し、計画の実施に係る連絡調整を行うことを目的とする。 （協議事項） 第3条　交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。 (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様　　に関する事項 (2)～(6)　（略）	（目的） 第1条　この告示は、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法　第59号。以下「法」という。）の規定に基づき、酒田市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置し、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するとともに、地域公共交通の確保維持及び連携に必要な計画を策定し、計画の実施に係る連絡調整を行うことを目的とする。 （協議事項） 第3条　交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。 (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項 (2)～(6)　（略）

○酒田市地域公共交通会議設置要綱　【改正案】

（平成26年3月25日告示第97号）

改正　平成27年3月20日告示第102号　平成29年8月21日告示第737号
平成30年3月22日告示第130号　平成31年4月1日告示第120号
令和2年12月25日告示第723号　令和4年3月18日告示第111号
令和6年1月31日告示第一号

（目的）

第1条　この告示は、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号~~。以下「法」という。~~）の規定に基づき、酒田市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置し、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するとともに、地域公共交通の確保維持及び連携に必要な計画を策定し、計画の実施に係る連絡調整を行うことを目的とする。

（事務所）

第2条　交通会議は、事務所を山形県酒田市本町二丁目2番45号に置く。

（協議事項）

第3条　交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

(1)　地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様~~及び運賃・料金等~~に関する事項
(2)　自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
(3)　地域公共交通計画の策定及び変更に関する事項
(4)　地域公共交通計画の実施についての協議に関する事項
(5)　地域公共交通計画に位置付けられた事業等の実施に関する事項
(6)　交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

（交通会議の委員等）

第4条　交通会議は、次に掲げる者のうちから、市長が選任した者（以下「委員」という。）により構成する。

(1)　市長が指名する者
(2)　一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者が指名する者
(3)　山形県バス協会が指名する者
(4)　山形県ハイヤー協会酒田支部が指名する者
(5)　市民又は利用者の代表
(6)　山形運輸支局長又はその指名する者
(7)　一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体が指名する者
(8)　道路管理者、山形県警察、山形県庄内総合支庁、学識経験者その他必要と認める者

2　委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

（役員の定数及び選任）

第５条　交通会議に次の役員を置く。

(1)　会長１名

(2)　副会長２名

(3)　監事２名

２　会長は、前条第１項第１号に規定する者をもって充てる。

３　副会長及び監事は、委員の内から会長が指名する。

４　会長、副会長及び監事は、相互にその職を兼ねることはできない。

（役員の職務）

第６条　会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

２　副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

３　監事は、交通会議の業務の執行及び会計を監査する。

（会議の運営）

第７条　交通会議は、必要に応じ会長が招集する。

２　交通会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

３　交通会議の議長は、会長が行う。

４　委員は、委任により代理者を出席させることができる。

５　交通会議の議決の方法は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

６　前項の規定に関わらず、地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について（令和５年10月１日付け国自旅第177号自動車局長通知）に定める地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン5.(3)地域公共交通会議における検討プロセスに基づく協議結果は、交通会議の議決があったものとする。

７　交通会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議案件については、非公開で行うものとする。

８　会長は、必要があると認められるときは、委員以外の者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言を求めることができる。

９　交通会議の事務局は、企画部都市デザイン課に置く。

10　事務局の所掌事務等の必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

（協議結果の取扱い）

第８条　交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（幹事会）

第９条　交通会議は、申請内容その他交通会議の運営に関して必要な事項を協議、調整するため、幹事会を置くことができる。

２　幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

（会計）

第10条　交通会議で行う事業等に要する経費は、補助金その他の収入をもって充てる。

2　交通会議の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。

（財務に関する事項）

第11条　交通会議の予算編成、現金の出納、その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

（交通会議が解散した場合の措置）

第12条　交通会議が解散した場合における交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、事務局において決算する。

（その他）

第13条　この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附　則

1　この告示は、平成26年4月1日から施行する。

2　この告示の施行後、最初に行われる交通会議の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず市長が招集する。

附　則（平成27年3月20日告示第102号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附　則（平成29年8月21日告示第737号）

この告示は、平成29年8月21日から施行する。

附　則（平成30年3月22日告示第130号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附　則（平成31年4月1日告示第120号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附　則（令和2年12月25日告示第723号）

この告示は、令和3年1月1日から施行する。

附　則（令和4年3月18日告示第111号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附　則（令和6年1月31日告示第28号）

この告示は、令和6年2月1日から施行する。

附　則（令和8年2月27日告示第〇号）

この告示は、令和8年3月1日から施行する。

参考

酒田市運賃等協議会設置要綱（案）

（設置）

第１条　道路運送法（昭和２６年法律第１８３号。以下「法」という。）第９条第４項の規定に基づき、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金（以下「運賃等」という。）について協議するため、酒田市運賃等協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第２条　協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

(1)　法第９条第４項の規定による運賃等に関する事項

(2)　前号に掲げるもののほか、運賃等の適正化に関し必要な事項

（組織）

第３条　協議会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1)　市長又はその指名する職員

(2)　法第９条第４項第２号に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者の代表又はその指名する者

(3)　山形運輸支局長又はその指名する職員

(4)　酒田市地域公共交通会議（酒田市地域公共交通会議設置要綱（平成２６年告示第９７号。以下「交通会議設置要綱」という。）により設置される交通会議をいう。以下同じ。）の委員のうち、市民又は利用者の代表

（会長）

第４条　協議会に会長を置き、前条第１号に規定する者をもって充てる。

２　会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

（会議）

第５条　協議会は、必要に応じ会長が招集する。

２　協議会は、第３条に掲げる構成員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　協議会の協議事項は、出席した構成員の全員一致をもって合意するものとする。

（住民意見の反映）

第６条　協議会は、運賃等の協議に際し、あらかじめ住民、利用者その他の利害関係者の意見を聴取し、その結果を尊重しなければならない。

２　前項の聴取は、意見公募、アンケート調査、公聴会、又は地域公共交通会議での審議等の適切な方法により行うものとする。

（協議結果の取扱い）

第７条　公共交通会議設置要綱第４条第１項に規定する委員の所属する団体等の関係者は、協議会において協議が調った事項について、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（事務局）

第８条　協議会の事務局は、企画部都市デザイン課に置く。

（その他）

第９条　この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この告示は、令和８年３月１日から施行する。

資料４

酒田市乗合タクシーの指定乗降場所の名称変更について

１　目的

高校生による乗合タクシーの通学利用を促進するため、現行の指定乗降場所の名称を変更するものです。なお、設置位置はこれまでと変更はありません。

２　変更内容

①指定乗降場所「東泉町２丁目」の名称を「酒田西高校口（東泉町）」に変更する。

②指定乗降場所「亀ケ崎小学校前」の名称を「酒田東高校口（亀ケ崎）」に変更する。

３　変更日

令和８年４月１日（水曜）

４　指定乗降場所位置図

①酒田西高校口（東泉町）

☆指定乗降場所から酒田西高校まで約 500m（徒歩 7 分程度）

②酒田東高校口（亀ケ崎）

☆指定乗降場所から酒田東高校まで約 350m（徒歩 5 分程度）

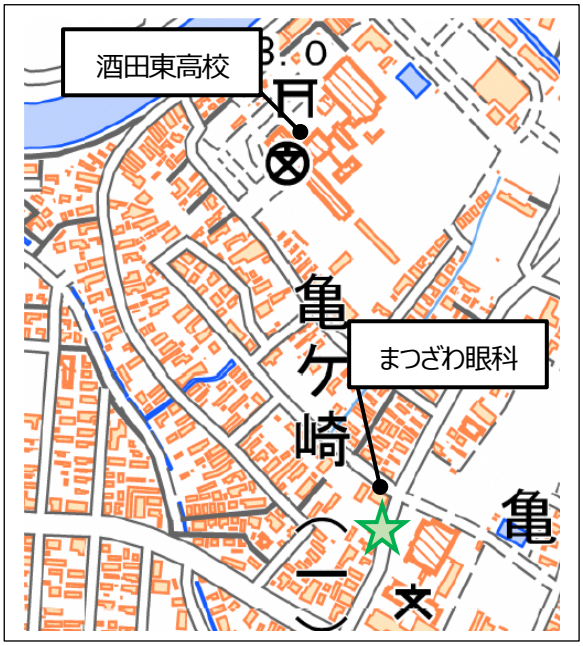

資料５

令和８年１月20日

お客様各位

庄内交通株式会社

路線バス（乗合バス）の上限運賃変更認可申請について

庄内交通株式会社（本社：山形県鶴岡市　代表取締役社長　村　紀明）は、本日付で国土交通省東北運輸局に対し、路線バス（一般乗合バス）運賃の上限運賃変更認可申請を行いましたのでお知らせいたします。

申請事由および申請概要等は以下のとおりです。ご利用のお客様におかれましては、諸事情をご賢察のうえ、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

１．申請事由

弊社は平成21年７月の前回改定以来、消費税率の引き上げや軽微な運賃改定を除き約16年間にわたり現行の運賃水準による輸送サービスの提供に努めてまいりました。バス事業における深刻な運転士不足は依然として厳しい状況にあり、人材確保のための賃上げや安全を確保するための設備投資がさらに必要であることに加え、各種運送費用の高騰などにより輸送コストが上昇しており、収支面の改善が急務となっております。

このような経営環境のなか、公共交通事業者として安全安心かつ快適な輸送サービスを継続的に提供するためには、運賃の改定による収支改善が必要と判断し、今般、一般乗合バスの上限運賃変更認可申請を行ったものです。

２．申請概要

(1)　上限運賃変更認可申請日　　令和８年１月20日（火）

(2)　運賃改定予定日　　令和８年４月　１日（水）

(3)　申請対象路線　　弊社、一般乗合バス（路線バス）全路線

(4)　上限運賃の平均改定率　　14.93%

(5)　現行・申請運賃比較表

運賃制度	上限運賃		実施運賃予定	
対キロ区間制	現行	申請	現行	申請
基準賃率	52円27銭	60円11銭	－	－
初乗運賃	200円	220円	200円	220円

※　上限運賃とは、一般乗合バス事業の経営に必要な原価に応じて算出される、バス事業者が収受してもよいとされる運賃の上限額をいいます。

※　実施運賃とは、認可が得られた上限運賃の範囲内で実施する、実際にお客様から収受する運賃額をいいます。なお、実施運賃は現時点での予定であり、変更となる場合があります。

3．主要区間の運賃比較

主要区間			普通運賃（片道）		通勤定期券（1ヶ月）	
			現行	申請	現行	申請
エスモール	～	山王町	200 円	220 円	8,400 円	9,240 円
エスモール	～	道形	200 円	220 円	8,400 円	9,240 円
エスモール	～	銀座通り	200 円	230 円	8,400 円	9,660 円
エスモール	～	鶴岡市役所前	220 円	300 円	9,240 円	12,600 円
エスモール	～	鶴岡市中央公民館	330 円	380 円	13,860 円	15,960 円
エスモール	～	稲生一丁目	350 円	400 円	14,700 円	16,800 円
銀座通り	～	大山	480 円	530 円	20,160 円	22,260 円
鶴岡駅前	～	横山	370 円	420 円	15,540 円	17,640 円
鶴岡駅前	～	朝日庁舎	870 円	920 円	36,540 円	36,540 円
鶴岡駅前	～	南岳寺	380 円	430 円	15,960 円	18,060 円
鶴岡駅前	～	庄内観光物産館	400 円	450 円	16,800 円	18,900 円
鶴岡駅前	～	湯田川温泉	530 円	600 円	22,260 円	25,200 円
鶴岡駅前	～	坂の下	840 円	890 円	35,280 円	37,380 円
鶴岡駅前	～	越沢	1,310 円	1,380 円	55,020 円	57,960 円
鶴岡駅前	～	羽黒庁舎前	570 円	600 円	23,940 円	25,200 円
鶴岡駅前	～	十文字	650 円	680 円	27,300 円	28,560 円
鶴岡駅前	～	由良温泉	820 円	920 円	34,440 円	38,640 円
鶴岡駅前	～	大山	490 円	610 円	20,580 円	25,620 円
鶴岡駅前	～	湯野浜温泉	790 円	1,000 円	33,180 円	42,000 円
酒田駅前	～	日本海総合病院	370 円	450 円	15,540 円	18,900 円
酒田駅前	～	酒田光陵高校前	210 円	260 円	8,820 円	10,920 円
つるおか1日乗り放題券						
A 市街地エリア			700 円	700 円	－	－
C 全域エリア			2,600 円	2,900 円	－	－

券種		1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1年
ゴールドパス 免許返納割引	現行	10,370 円	28,000 円	56,000 円	112,000 円
	申請	11,400 円	30,800 円	61,000 円	120,800 円
鶴岡市内通勤定期券	現行	11,340 円	32,320 円	61,240 円	－
	申請	13,860 円	39,500 円	78,210 円	－
鶴岡市内通学定期券	現行	10,800 円	30,800 円	58,300 円	－
	申請	11,880 円	33,860 円	67,040 円	－

※ 上記「申請」とは、上限運賃の申請が認可された場合の実施運賃の予定額です。

４．輸送人員および収支状況

		輸送人員	収支状況
令和５年度（実施年度）		629 千人	△180,315 千円
令和８年度（平年度推計）	改定前	638 千人	△217,610 千円
	改定後	624 千人	△204,198 千円

※ 令和８年度の輸送人員及び収支状況は、申請上限での推定値です。

５．これまでの経営改善および今後の取り組み

弊社ではこれまで、地域の実情等に合わせた運行経路の変更や、利用状況に合わせたダイヤの見直しによりバス事業運営の適正化を行ってきました。

また、ＩＣカードを導入し、現金収受を削減することでダイヤの定時制向上、事務の効率化にも努めてまいりました。

今後も、これまでの施策を深度化するほか、地域や行政等との連携を密にしながら継続的な地域の足となるべく路線網の再編等について検討するとともに、利便性の向上に繋がる施策を努めてまいります。

６．サービス向上に向けた取り組み

弊社では、お客様の利便性向上を図るため、令和４年５月に「Suica」「PASMO」など全国相互利用可能な交通系 IC カードとの相互利用も可能な地域連携 IC カード「shoko cherica（ショウコウ チェリカ)」を路線バス全路線に導入しました。定期券サービスも当カードを使用した発行に統一し、運賃支払いや乗降の際も容易となり、導入当初 IC カード利用率が約３割程度であったところ、現在約７割となり、利用促進に寄与しております。

また、環境面への取り組みにおいても、行政や地域企業と情報共有連携しながら、環境負荷の低減を目指しております。

今後も利用促進および利便性向上には最大限注力し、サービス向上に努めてまいります。

≪本件に関するお問い合わせ先≫
庄内交通株式会社　乗合バス事業部（中村）
Tel 0235-22-2600　Fax　0235-22-1652
（平日 9:00～17:00）

資料６

令和８年２月 13 日

酒田市地域公共交通会議
会　長　　安川　智之　殿

“プロスパーポートさかた”ポートセールス協議会
代　表　山形県知事　吉村　美栄子

酒田港への外航クルーズ船寄港におけるタクシー・ハイヤーの確保について（依頼）

外航クルーズ船の誘致・受入につきましては、日頃から、御理解、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

令和８年度は、酒田港に過去最多となる 20 回の外航クルーズ船の寄港が予定されております。

外航クルーズ船の寄港においては、観光や買い物等を目的に、１回の寄港で大変多くの乗客、乗組員が下船することから、下船者に対する多様な移動手段の確保が課題と捉えております。

つきましては、外航クルーズ船の今後の寄港に備え、乗客や乗組員の移動手段の確保及び寄港地における満足度向上を図るため、十分なタクシー・ハイヤー台数の供給について特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

１　令和８年度における酒田港への外航クルーズ船寄港予定
別紙のとおり

２　場所
酒田港北港古湊ふ頭

３　用途
酒田港への外航クルーズ船寄港における乗客や乗組員の寄港地観光等に係るタクシー・ハイヤー

担当
“プロスパーポートさかた”ポートセールス協議会
事務局　秋葉　真太郎
（山形県イン・アウトバウンド推進課）
TEL：023-630-2701　FAX：023-630-2367
E-mail：akibash@pref.yamagata.jp

別紙

令和８年度　酒田港外航クルーズ船寄港予定

	寄港 予定日	入港予定 時間	出港予定 時間	船名	船籍	本社	乗客※・乗員数	総トン数
①	４月８日 （水）	8:00	19:00	ウエステルダム	オランダ	ホーランド・アメリカ・ライン （アメリカ）	乗客：1,964人 乗員：　812人	82,350トン
②	４月15日 （水）	8:00	17:00	ダイヤモンド・プリンセス	イギリス	プリンセス・クルーズ （アメリカ）	乗客：2,706人 乗員：1,100人	115,906トン
③	４月21日 （火）	10:00	18:00	ウエステルダム	オランダ	ホーランド・アメリカ・ライン （アメリカ）	乗客：1,964人 乗員：　812人	82,350トン
④	４月23日 （木）	8:30	17:00	ＭＳＣベリッシマ	マルタ	ＭＳＣクルーズ （スイス）	乗客：4,386人 乗員：1,595人	171,598トン
⑤	４月27日 （月）	8:00	18:00	アザマラパシュート	マルタ	アザマラ （アメリカ）	乗客：702人 乗員：408人	30,277トン
⑥	５月５日 （火）	8:00	16:00	クリスタルシンフォニー 【初寄港】	バハマ	クリスタル・クルーズ （アメリカ）	乗客：606人 乗員：530人	51,044トン
⑦	５月24日 （日）	8:00	18:00	クリスタルシンフォニー	バハマ	クリスタル・クルーズ （アメリカ）	乗客：606人 乗員：530人	51,044トン
⑧	５月25日 （月）	8:30	17:00	ＭＳＣベリッシマ	マルタ	ＭＳＣクルーズ （スイス）	乗客：4,386人 乗員：1,595人	171,598トン
⑨	５月28日 （木）	7:00	13:00	スワンヘレニックミネルバ 【初寄港】	マルタ	スワンヘレニック・ クルーズ（キプロス）	乗客：152人 乗員：120人	10,617トン
⑩	６月３日 （水）	8:30	17:00	ＭＳＣベリッシマ	マルタ	ＭＳＣクルーズ （スイス）	乗客：4,386人 乗員：1,595人	171,598トン

	寄港 予定日	入港予定 時間	出港予定 時間	船名	船籍	本社	乗客※・乗員数	総トン数
⑪	９月３日 （木）	12:00	19:00	スワンヘレニックミネルバ	マルタ	スワンヘレニック・ クルーズ（キプロス）	乗客：152人 乗員：120人	10,617トン
⑫	９月20日 （日）	8:00	18:00	アザマラパシュート	マルタ	アザマラ （アメリカ）	乗客：702人 乗員：408人	30,277トン
⑬	10月７日 （水）	8:00	19:00	ウエステルダム	オランダ	ホーランド・アメリカ・ライン （アメリカ）	乗客：1,964人 乗員：　812人	82,350トン
⑭	10月10日 （土）	8:30	17:00	ＭＳＣベリッシマ	マルタ	ＭＳＣクルーズ （スイス）	乗客：4,386人 乗員：1,595人	171,598トン
⑮	10月19日 （月）	8:30	17:00	ＭＳＣベリッシマ	マルタ	ＭＳＣクルーズ （スイス）	乗客：4,386人 乗員：1,595人	171,598トン
⑯	10月20日 （火）	10:00	18:00	ウエステルダム	オランダ	ホーランド・アメリカ・ライン （アメリカ）	乗客：1,964人 乗員：　812人	82,350トン
⑰	10月28日 （水）	8:30	17:00	ＭＳＣベリッシマ	マルタ	ＭＳＣクルーズ （スイス）	乗客：4,386人 乗員：1,595人	171,598トン
⑱	11月３日 （火）	7:00	17:00	ノルウェージャンジェイド 【初寄港】	バハマ	ノルウェージャン・ クルーズライン（アメリカ）	乗客：2,402人 乗員：1,037人	93,558トン
⑲	11月６日 （金）	8:30	17:00	ＭＳＣベリッシマ	マルタ	ＭＳＣクルーズ （スイス）	乗客：4,386人 乗員：1,595人	171,598トン
⑳	11月14日 （土）	7:00	16:00	ダイヤモンド・プリンセス	イギリス	プリンセス・クルーズ （アメリカ）	乗客：2,706人 乗員：1,100人	115,906トン

※乗客数は、１室２名利用時の場合

※掲載されているスケジュールについては変更される場合があります

資料７

令和８年度委員の改選について

要綱規定		所属	
		令和７年度	令和８年度
１号	市長が指名する者	酒田市	酒田市
２号	一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者が指名する者	庄内交通株式会社	庄内交通株式会社
３号	山形県バス協会が指名する者	一般社団法人山形県バス協会	一般社団法人山形県バス協会
４号	山形県ハイヤー協会酒田支部が指名する者	一般社団法人山形県ハイヤー協会酒田支部	一般社団法人山形県ハイヤー協会酒田支部
５号	市民又は利用者の代表	酒田市自治会連合会	酒田市自治会連合会
		酒田市地区自治会連合会	酒田市地区自治会連合会
		八幡地域協議会	八幡地域協議会
		松山地域協議会	松山地域協議会
		平田地域協議会	平田地域協議会
		酒田飽海PTA連合会母親委員会	―
		特定非営利活動法人酒田市障がい者福祉会	特定非営利活動法人酒田市障がい者福祉会
６号	山形運輸支局長又はその指名する者	国土交通省東北運輸局 山形運輸支局	国土交通省東北運輸局 山形運輸支局
７号	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体が指名する者	私鉄庄内交通労働組合	私鉄庄内交通労働組合
８号	山形県警察	酒田警察署	酒田警察署
	道路管理者	国土交通省東北地方整備局 酒田河川国道事務所　道路管理課	国土交通省東北地方整備局 酒田河川国道事務所　道路管理課
	道路管理者	山形県庄内総合支庁 建設部　道路計画課	山形県庄内総合支庁 建設部　道路計画課
	道路管理者	酒田市　建設部　土木課	酒田市　建設部　土木課
	山形県庄内総合支庁	山形県庄内総合支庁 総務企画部　総務課　連携支援室	山形県庄内総合支庁 総務企画部　総務課　連携支援室
	学識経験者	東北公益文科大学	東北公益文科大学
	学校関係者	―	酒田東高等学校
	その他必要と認める者	酒田市　地域創生部　交流観光課	（オブザーバーへ）
	その他必要と認める者	酒田市　健康福祉部　地域福祉課	（オブザーバーへ）